

第6期第2回横浜市税制調査会 議事概要	
日 時	令和4年9月16日(金) 午前10時00分から正午まで
会議形式	WEB形式(横浜市庁舎18階 みなと4・5会議室)
出席者	青木座長、上村委員、柏木委員、川端委員、望月委員
欠席者	柴委員
関係局	なし
開催形態	公開(傍聴者0人、取材0人)
議 題	個人住民税に係る今日的課題について(2)
議 事	<p>・第6期第1回議題2関係資料(再掲)のうち、資料2に関する意見交換を行った。</p> <p><b>【主なコメント(要旨)】</b></p> <p>(個人住民税の現年課税化について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人住民税について、社会のデジタル化が進展する中で、1年遅れでの課税はもはや遅いと評価されることは避けられないのではないかと。一方で、仮に現年課税化するとしても、切り替えが生じる1年間分をどう対応するかなどの課題があり、国においても長年にわたり議論が続いている。</li> <li>○ そもそも、議論の入り口として、制度上、所得税は現年課税をしているとされているが、年間の所得が決まらなると税額が決まらず、源泉徴収は申告納税の前取りに過ぎないことから、所得税も住民税と同じく前年課税と捉えるべきである。</li> <li>○ 総合課税を前提にすると、雑所得や事業所得、キャピタルゲインに対する課税などは源泉徴収になじまないため、いわゆる現年課税化は難しいのではないかと。現年課税になじまない所得については分離課税をして、それ以外を現年課税化して源泉徴収するという仕組みにする方法も考えられる。</li> <li>○ 現実的には、住民税の課税時期を現行よりできるだけ前倒して、所得税(国税)の申告納税と同じタイミング(翌年3月15日)で課税するというのではないかと。その場合、地方自治体は、住民税の課税に必要な情報を同時には把握できないため、賦課課税ではなく申告納税に切り替える必要がある。 住民税を申告納税方式に切り替えずとも、デジタル技術の活用により、大きな制度変更なく特別徴収の仕組みを活かすこともできるのではないかと。</li> <li>○ 各所得に所得控除が結びついているため、控除をなくした上で、所得の性質に応じて分類をし、基本的にはグロス(所得の総額)に総合課税をして、利子割・配当割などは分離課税とするという方法も考えられる。</li> <li>○ 短期労働者や外国人の短期就労などに係る住民税の賦課徴収の困難性も解消するために、現年課税化を検討する必要があるのではないかと。</li> <li>○ 現行制度では、退職者は、退職した年の翌年に住民税を納めなければならないと、それにより生活に影響が生じるという問題もある。</li> <li>○ 個人住民税の現年課税化により切り替えが生じる年は、現年と前年の課税に係る納付が重複することとなるため、複数年かけて平準化するなど制度上の調整も必要となるのではないかと。</li> </ul> <p>・事務局より第6期第1回議題2関係資料(再掲)資料3・資料4に沿って説明があった。</p> <p><b>【主なコメント(要旨)】</b></p> <p>(金融所得課税について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利子、配当、株式・土地等の譲渡益等といった資産性所得については、労働所得との不公平をなくすため、個人住民税の税率を少なくとも給与所得等に係る税率と同水準</li> </ul>

	<p>に引き上げるべきではないか。</p> <p>更には、地方の独自性を認めるため、一定税率ではなく、税率について地方団体に裁量権を求めるべきではないか。</p> <p>○ 国・地方間の財源の配分割合について、本来、地方が6に対して国が4であるが、国に対してまずは少なくとも5:5とすることを求めるとすると、金融所得に係る地方分の税率は10%となり、結果的に給与所得の税率に近い水準となる。金融所得課税そのものの課税強化がされない場合であっても、財源配分の観点から、地方の割合を高めることを国に対して求めていくべきではないか。</p> <p>○ 国税では、一定の範囲で利子や株式譲渡益に関する金融所得課税の一体化が進んでいる。地方も同様の対応を検討する必要があるのではないか。なお、損益通算範囲の拡大に伴って税収額に変動が生じ得る点にも留意しておく必要がある。</p> <p>(二地域居住について)</p> <p>○ 国内法において、住所は1か所とされているというのが学説・判例上定説である。そのため、仮に二地域居住について、1か所とされている住所以外で住んでいるとされているところで課税しようとする場合には、その旨を地方税法で手当てする必要があるだろう。</p> <p>国際課税においては、条約の適用対象者を居住者と決めており、その居住者は国の法律で決めるとされている。それぞれの国で居住者となることがあり得る前提だが、所得課税は、人的経済的関係の密接の程度などに応じてどちらか一方の国の居住者であることを振り分けるルールがあり、二地域居住に係る課税を検討するのであれば、それらとの整合も図らなければならない。</p> <p>○ 国の政策等において、関係人口の拡大に向けた取組が進められる一方で、関連する税制の検討がしっかりとされていない。</p> <p>○ 二地域居住の議論をする上で、実態把握や定義付けが整理されていない状況ではないか。</p> <p>○ まずは、現行の家屋敷課税について、事務コストを要することになるかもしれないが、自治体がしっかりと情報を把握して課税していくことが必要ではないか。</p> <p>○ ワークেশョンの議論では、労働している場所があるのだから課税すべきというようにも取れるが、国際課税においては、労働している場所は給与所得の源泉地であり、そこに居住しているとは言わない。</p> <p>ただし、その所得が生じた場所で、どのようにして所得が生じているかという点、財産権が保護されているとか、労働者の場合であれば労働の環境が与えられていて労働関係法で保護されているとか、所得が生じている場所の公共サービスを受けているという見方もあり、だからこそ源泉地が課税権を行使できるという考え方もある。</p> <p>○ 二地域居住に係る課税の根拠は、受益や行政需要を増大させる原因であるということもできるかもしれないが、課税庁がその居住実態の把握をするためには膨大な事務が必要と考えられる。また、個人の滞在場所等の行動を把握することは、プライバシーの問題も生じてくる可能性があるのではないか。</p>
資料	<p>※ 第6期第1回議題2 関係資料 (再掲)</p> <p>【資料1】 個人住民税の概要</p> <p>【資料2】 個人住民税の現年課税化について</p> <p>【資料3】 金融所得課税について</p> <p>【資料4】 二地域居住について</p>